

令和 2 年 度

穴 栗 市 各 会 計 決 算 に 基 づ く
健 全 化 判 断 比 率 等 審 査 意 見 書

穴 栗 市 監 査 委 員

令和２年度穴栗市各会計決算に基づく 健全化判断比率等に係る審査意見書

1 審査の期間

令和３年７月１２日 ～ 令和３年８月１８日

2 審査の対象

令和２年度一般会計及び特別会計決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

3 審査の方法

市長から提出された健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に、関係諸帳簿等との照合並びに関係職員から説明を聴取し審査した。

4 審査の結果

(1)総合意見

審査に付された下記の健全化判断比率、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

記

健全化判断比率

(単位：％)

区 分	令和２年度	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	－	－	12.78	20.0
連結実質赤字比率	－	－	17.78	30.0
実質公債費比率	7.9	9.8	25.0	35.0
将来負担比率	83.7	116.3	350.0	

資金不足比率

(単位：％)

区 分		令和２年度	令和元年度	経営健全化基準
法 適 用	水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	下 水 道 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0
	病 院 事 業 特 別 会 計	－	－	20.0

※早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準は令和２年度における基準である。

①実質赤字比率

普通会計（一般会計）ベースにおける実質赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和元年度及び令和２年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和２年度における早期健全化基準の 12.78%を下回っている。

②連結実質赤字比率

全ての会計（一般会計、５ 特別会計、３ 公営企業会計）を合わせた赤字額が標準財政規模に占める割合で、令和元年度及び令和２年度ともに赤字額が生じていないことから「－」で表示しており、令和２年度における早期健全化基準の 17.78%を下回っている。

③実質公債費比率

一般会計の元利償還金（繰上償還額は除く）、公営企業等に係る一般会計からの繰出金及び構成市町となっている一部事務組合に係る経費負担のうち、元利償還金に充てられた額等の合計額が、標準財政規模（償還金等及び標準財政規模ともに元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額は除く）に占める割合で、令和２年度（３か年平均）は 7.9%となっており前年度（３か年平均）より 1.9 ポイント減少した。

主な要因としては、普通交付税に参入される公債費等が減少し、あわせて都市計画税の廃止により、元利償還金に充当できる特定財源が減少したが、繰上げ償還の実施により元利償還金が減少し、大規模整備がないことによる元利償還金の経年減少や、下水道事業等の地方公営企業会計適用による算定式の変更により、公営企業債の元利償還金に対する繰出金が減少したため、結果として 1.9 ポイントの減となった。

なお、早期健全化基準 25.0%は下回っている。また、地方債発行が県への協議制から許可制となる 18.0%を 10.1 ポイント下回っている。

④将来負担比率

一般会計における地方債残高、企業会計等における地方債残高のうち一般会計からの繰出見込額、一部事務組合に係る負担見込額、退職手当負担見込額の合計額が、標準財政規模（将来負担額及び標準財政規模ともに交付税に算入される額等は除く）に占める割合で、令和２年度は 83.7%となっており、前年度より 32.6 ポイント減少した。

主な要因としては、普通交付税に参入される公債費等が減少し、あわせて元利償還金に充当できる特定財源（住宅使用料）が減少したが、繰上げ償還の実施により一般会計地方債残高が減少し、大規模整備がないことによる元利償還金の経年減少や、下水道事業等の地方公営企業会計適用による算定式の変更に

より、公営企業債の元利償還金に対する繰出見込額が減少したため、結果として32.6ポイントの減となった。

なお、令和2年度における早期健全化基準の350.0%を下回っている。

⑤資金不足比率

各公営企業の資金の不足額の事業規模に対する割合で、令和元年度及び令和2年度ともに全ての公営企業会計で資金不足額が生じていないことから「－」で表示しており、令和2年度における経営健全化基準の20.0%を下回っている。

(2)個別意見

①連結実質赤字比率について

全会計の実質収支、資金不足額の合計は黒字である。

国保税は他市と比較して決して安くない状況でもあり、医療費の抑制について国保加入者の理解を得られるよう丁寧な説明を行い健全な国保事業の運営に努められたい。

②実質公債費比率について

実質公債費比率（3か年平均）は前年度と比較して1.9ポイント減少し、早期健全化基準以下となっているだけでなく、地方債許可団体となる18.0%を下回っている。

これは、平成22年度以降、計画的に繰上償還を実施したことにより元利償還金が減少した結果によるもので、令和2年度においても902,583千円の繰上償還を実施するなど、令和3年度の普通交付税一本算定に向けた取り組みがされている。

しかしながら、今後は、普通交付税の一本算定による標準財政規模の縮減が予想されることから、更なる財政の健全化と比率の抑制を図るべく民間資金の繰上償還等により実質公債費比率の抑制に努められたい。

③将来負担比率について

将来負担比率についても、前年度と比較して32.6ポイント減少している。

令和2年度末の将来負担額の総額は51,854,104千円で、その内普通会計における地方債現在高は30,308,642千円、公営企業債等に係る繰出金及び組合負担等見込額は18,767,516千円で起債償還に係るものが全体の94.6%を占めている。

分子となる将来負担額の内、充当可能な基金、公営住宅家賃の特定財源、地方債償還財源として交付税算入される額を除く一般財源負担額は、9,656,371千円

で、下水道事業特別会計の地方公営企業会計適用などにより、令和元年度より3,549,386千円の減となった。また、分母の標準財政規模から算入公債費等を除いた額については267,364千円の増となったため、結果として将来負担比率は83.7%と前年比で32.6ポイントの減となった。

今後、上下水道、総合病院を中心に施設の耐用年数を迎え、また、市民局単位での生活圏の拠点づくりや新病院の建設事業、見通しのつかないコロナ対策など新たな経費の増加が見込まれており、更なる計画的な財政運営が必要となる。

今後、将来負担の軽減に努められたい。

④資金不足比率について

各公営企業とも資金不足を生じてはいないが、依然として厳しい状況である。また、上下水道事業特別会計についても、施設の長寿命化に努める必要があり、今後も将来的な施設更新に向けより一層の経営改善に努められたい。

⑤まとめ

計画的な繰上償還等により、実質公債費比率について18.0%を下回っているが、これはあくまでも現状の追認であり、宍粟市にとって最大の懸案事項である人口減少の要素は含まれていない。令和3年度の普通交付税の一本算定や5年毎に実施される国勢調査において、人口は減少することが予想されており、交付税に大きく依存する宍粟市にとっては依然厳しい現実に立たされている。今後も最少の経費で最大の効果という理念に基づき、効率的な業務の運営と更なる改善に取り組む必要がある。

本当に必要なものは何か、削減できる事業はないか日常的に検証を行い、財政の健全化、スリム化に努められたい。